

第2章 役員の権限・義務に関する原則と例外

2-1 代表取締役の権限～取締役会設置会社であるとき～

原則

代表取締役は代表(代理)権限を有し、業務執行を行うことができる

▶会社349・363

「業務執行」とは会社の経営その他の事務処理を意味します。会社法は「業務執行の決定」とその実行行為たる「業務執行」とを区別しており、取締役会設置会社においては、業務執行の決定は原則として取締役会が行い(→2-3・原則)、実行行為としての業務執行は権限のある個々の取締役が行うことになります。

業務執行は、対外的業務執行と対内的業務執行に区別されます。

対外的業務執行とは、会社を代理・代表して行われる取引行為(例えば、製品の売買、金銭の貸借、オフィスの賃貸借、増資、M&A等)のことで、これが会社の行為とされるためには、代表権(会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限(会社349④参照))が必要です。対外的業務執行は、原則として、包括的な代表権を有する代表取締役(会社349④)によって行われることとなりますが、代表取締役から代理権を付与された他の取締役や使用人が行うことも可能です。

対内的業務執行とは、予算の編成や帳簿の作成等の対内的な事務処理を意味し、代表取締役のほか、取締役会決議によって選定された取締役(「業務執行取締役」と呼ばれ、実務上、会長、社長、副社長、専務、常務などの肩書きを付与される取締役がこれに当たります。)が行う権限を有します(会社363①)。なお、業務執行取締役の権限は、会社の業務執行の統一性を確保する必要上、代表取締役の指揮の下で行使すべきものとされているのが通例です(江頭会社法394頁)。さらに、(対内的)業務執行権限を有しない取締役や使用人に特定の事項について(対内的)業務執行権限を委任することも可能です。

上記のとおり、会社法の原則としては、対外的業務執行・対内的業務執行共に代表取締役がこれを行う権限を有することとなりますが、その全てを代表取締役のみで執行することは現実的には困難であるため、現実の会社においては、業務執行取締役が選定されるほか、(対外的・対内的)業務執行権限の一部を代表権を有しない取締役や使用人に委任することが広く行われています。

advice

●指名委員会等設置会社の場合

指名委員会等設置会社においては、取締役が業務執行を行うことは原則として許されず(会社415)、対外的業務執行は代表権を有する代表執行役がこれを行い(会社420③・349④)、対内的業務執行は各執行役がこれを行う権限を有します(会社418二)。なお、業務執行権限を代表権を有しない執行役や使用人に委任することができる点は、本文で述べたところと同様です。

advice

●会計参与設置会社の場合

会計参与とは、取締役（指名委員会等設置会社の場合は執行役）と共同して、株式会社の計算書類とその附属明細書、臨時計算書類、連結計算書類を作成する会社の機関であり（会社374①⑥）、公認会計士・監査法人や税理士・税理士法人でなければなりません（会社333①）。会計参与は、会社の（対内的）業務執行である計算書類等の作成を、取締役と共同して行う権限を有するため（会社374①）、会社の業務執行機関の1つです（監査機関ではありません。）。また、会計参与は「役員」でもありません（会社329①）。

advice

●他の取締役の職務執行の監督権限

取締役は、業務執行権限のほかに、取締役会を通じて他の取締役の職務執行を監督する権限も有します（会社362②）。取締役（会）の監督権限は、各取締役の職務執行の適法性のみならず妥当性にも及びます（この点で、適法性監査権限しか有しない監査役とは異なります（→2-4・原則・advice「適法性監査と妥当性監査」）。）。当該監督権限の実効的な行使のために、代表取締役や業務執行取締役は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならず（会社363②）、また、取締役会は代表取締役を解職することができる（会社362③）。また、会社法363条1項2号の「選定」の内容として、業務執行取締役の「解職」も可能と解されています（基本法コンメ176頁）。そのほか、日常的な監督権限の行使として、取締役は、取締役会を通じて、代表取締役その他の業務執行取締役（会社法363条1項2号の業務執行取締役に限らず、会社の業務執行権限を委任される等して事実上業務執行を行う取締役を含みます（会社2+5イ参照）。）や使用人に報告・資料提供等を求め、経営決定の適否について審議・検討・判断することになります（会社コンメ8 218頁）。

代表権に内部的制限がある場合

▶会社349⑤

例
外
1

実務上、取締役会規程等の内規において取締役の代表権を制限する規定が設けられることがあります。例えば、事業の種類や販売エリアが多い会社において内規で事業単位や販売エリアごとに担当の代表取締役を決めている場合（代表権限の分配）や、一定の規模（金額）を超える取引について取締役会の事前承認が必要とする制限を設けたりする場合があります。代表取締役がこの内規の制限に違反して行った取引については、原則として無効となりますが、取引の相手方たる第三者が、会社の内部的制限について善意である場合には、会社は当該第三者に対して無効を主張することができません（会社349⑤）。そして、悪意と同視すべき重過失がある第三者は保護の必要がない

例 外 1	<p>ため、ここで善意者として保護されるためには、当該内部的制限を知らないことにつき「無重過失」であることが必要と解されています（会社コンメ8 20頁）。</p> <p>なお、代表取締役の行為につき株主総会や取締役会の決議が必要であることが法定されている場合において、当該決議を経ずになされた行為（例えば、募集株式の発行が株主総会特別決議（会社199②・309②五）又は取締役会決議（会社201①）を経ずになされた場合や、重要な業務執行行為が取締役会決議（会社362④）を経ずになされた場合）の効力については、別途解釈の問題となります（取締役会決議を欠く重要な業務執行の効力については、2-3・原則・advice「取締役会決議を経ずに代表取締役が行った行為の効力」参照）。</p>
例 外 2	<p style="text-align: center;">代表権濫用の場合</p> <p>代表取締役が、その権限を自己又は第三者の利益のために利用する行為を「代表権濫用」といいます。例えば、代金を着服する目的で会社資産を売却したり、自己の借金を返済する目的で会社名義で借入れを行ったりする場合が典型です。</p> <p>判例は、代表権濫用の場合における取引行為の効力について、原則として有効であるが、相手方が代表取締役の真意（すなわち、自己又は第三者の利益を図ろうとする意図・目的）を知っていたか知ることができた場合（悪意有過失の場合）には、債権法改正前の民法93条ただし書の類推適用（現行民法では107条が適用）により当該取引は無効になると考えています（最判昭38・9・5民集17・8・909）。なお、この判例の考え方に対しては、学説より、軽過失の場合にまで取引を無効とすることは相手方の取引安全の保護が不十分であり、悪意・重過失の場合に限って取引を無効とするべきである、との有力な主張がなされています（会社コンメ8 21頁、江頭会社法447頁）。</p>
例 外 3	<p style="text-align: center;">表見代表取締役（執行役）の場合 ▶会社354</p> <p>代表権のない取締役に会社が社長、副社長その他会社を代表する権限を有すると認められる名称を付した場合であっても、その取締役（表見代表取締役）のした行為は無権限者によるものですので、本来は会社には効果帰属しないはずですが（民113①）。もっとも、当該取締役を代表権限を有すると信じて取引を行った相手方の取引の安全を保護する観点から、会社法は、表見代表取締役の行為につき会社は善意の第三者に対しては責任を負うと定めています（会社354）（なお、指名委員会等設置会社においても表見代表執行役に関する規定が定められています（会社421））。この善意は無重過失のことをいい、重過失の場合は悪意の場合と同視され、会社は表見代表取締役の行為について責任を負いません（最判昭52・10・14民集31・6・825）。なお、名称を「付した」とは、名称使用を会社が黙認している場合を含みます。</p> <p>会社法354条・421条の「名称」の例としては、「社長」、「副社長」のほか、「取締役会長」（東京地判昭48・4・25判時709・90）や「代表取締役代行者」（最判昭44・11・27民集23・</p>

11・2301)、「頭取」、「最高経営責任者（CEO）」などが考えられます。ちなみに、旧商法では、「専務」、「常務」も会社を代表するものと認められる名称である旨が明示されていたところ（旧商262）、会社法制定時に削除されました。「専務」、「常務」については、通常は代表権を有しないことが多いとして「名称」該当性を否定する見解（田中会社法245頁）がある一方、これを肯定する見解（基本法コンメ143頁）もあります。

3 なお、会社が取締役ではなく使用人に対して代表者らしい名称を付していた場合であっても、判例によれば、会社法354条類推適用により、善意・無重過失の第三者は保護されることとなります（最判昭35・10・14民集14・12・2499）。

取締役と会社との訴訟の場合

▶会社386

4 監査役設置会社においては、会社と取締役との間の訴訟は監査役が会社を代表します（会社386①）。取締役との訴訟の追行も会社の業務執行行為であるため、会社法349条4項の原則に従えば代表取締役が会社を代表することになりそうですが、取締役同士の間では仲間意識・同僚意識が働いて、会社に不利・当事者取締役に有利な形で訴訟活動が行われてしまうリスクがあることから、中立的な監査役に会社を代表させて、会社の利益が害されることを防止しようとするものです。同様の趣旨から、株主代表訴訟等の提訴請求（会社847①等）や訴訟告知（会社849④）、和解の通知・催告（会社850②）を受ける場合等に会社を代表する者も監査役とされています（会社386②）。監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社と取締役（執行役）との間の訴訟等の代表者に関しても、同様の条文があります（会社399の7・408）（ただし、委員会設置型の会社では独任制の原則が採用されていないため、監査等委員・監査委員以外の取締役との間の訴訟等において会社を代表するのは、監査等委員会・監査委員会が選定した監査等委員・監査委員となります（会社399の7①二・③④・408①二・③④））。

なお、監査役非設置会社（委員会型を除きます。）の場合であっても、同様の趣旨から、取締役と会社との間の訴訟について会社を代表する者を、株主総会又は取締役会で定めることができるとされていますが（会社353・364）、会社を代表する者を定めるか否かは任意です。

利益相反状況において社外取締役に業務執行を委託できる場合

▶会社348の2 **会社法改正**

5 会社法上、会社の「業務を執行」したことがある者は社外取締役の要件を満たさないこととされています（会社2十五イ）。もっとも、実務上は、例えば、MBO（マネジメント・バイアウト）のような、取引の構造上株主と買収者たる取締役との間で利益相反関係がある場合や、親会社による子会社の完全子会社のような、子会社にとって支配株主たる親会社と少数派株主との間に利益相反関係がある場合等においては、利益相反の問題を回避する観点から、社外取締役に業務執行機関としての役割を期待できる場面があります。そこで、会社法では、会社と取締役（執行役）との利益が相反す

例外5

る状況にあるとき、その他取締役（執行役）が会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、その都度、取締役会決議によって、業務執行を社外取締役に委託することができることとされ（会社348の2①②）、この場合、業務執行を委託された社外取締役に関しては、社外取締役の要件との関係では「業務の執行」には該当しないこととされました（会社348の2③）（いわゆる「セーフ・ハーバー・ルール」）。ただし、社外取締役が業務執行取締役（執行役）の指揮命令の下で委託業務を執行した場合には、「業務の執行」に該当することになります（会社348の2③ただし書）。

Column16

会社補償、D & O保険及び令和元年改正会社法の関係

会社法改正

令和元年改正会社法によって、会社補償とD & O保険に関する規定が設けられました。会社補償とD & O保険については、これまでも補償対象や会社による特約保険料負担の可否などが議論されてきましたが、ここでは両者の関係及び両者と改正会社法との関係はどのようなものか、少し整理してみたいと思います。

保険商品としてのD & O保険には、Side A coverage及びSide B coverageが存在します（このほか、アメリカでは証券訴訟に関係したSide C coverageも開発されていますが、本コラムでは触れないこととします。）。Side A coverageとは、役員等が株主、会社又は第三者から損害賠償請求を受けたことなどにより被る損害を填補するもので、我が国でD & O保険といった場合、通常これを指します。他方、Side B coverageとは、役員等の損害賠償責任などについて会社が会社補償による填補をした場合に、その会社負担に対して保険金を支払うものです。この2つのcoverage（D & O保険）、会社補償及び令和元年改正会社法はどのような関係にあるでしょうか。

まず、役員等を被保険者とするSide A coverageは、令和元年改正会社法の定める役員等賠償責任保険契約に該当しますので、その内容の決定手続などは同法の定める規律に従うこととなります。決定された内容いかんによって、Side A coverageによる填補と令和元年改正会社法の規律する会社補償による填補とが重複する状況が生じることもあるでしょう。例えば、Side A coverageで役員等の防御費用を填補することを決定して当該保険契約が締結された場合、当該保険による填補と会社補償による填補の範囲（会社430の2①一）は重なり、どちらを利用するかケースバイケースでの判断が求められることがあるでしょう。他方、Side A coverageで役員等の「会社」に対する損害賠償責任を填補することを決定して当該保険契約が締結された場合、当該保険による填補は、「第三者」に対する損害賠償責任に対象が絞られた会社補償による填補の範囲（会社430の2①二）を超えたものとなり、重複関係は生じません。

次に、Side B coverageでは、まず会社が会社補償を実行することを前提としていますから、役員等に生じた費用や損害を填補する場面で、Side B coverageと会社補償のどちらによって填補するかという重複の問題は生じません。また、Side B coverageは、被保険者を「会社」とすることから、被保険者を「役員等」に絞る令和元年改正会社法の定める役員等賠償責任保険契約には該当しません（会社430の3①）。これは、会社補償について新たな規律を設けたことから（会社430の2）、この会社補償を前提とするSide B coverageにあえて重ねて役員等賠償責任保険契約の規律を適用する必要性は大きくないと考えられたことによります。

これまでの我が国では、D & O保険といえばSide A coverageを指すことがほとんどでしたが、会社補償が制度化されたことから、今後は、Side B coverageも普及していくことが予想されるところです。

第7章 役員報酬の法務に関する原則と例外

7-1	取締役が金銭の報酬等を支払うとき 会社法改正
原則	<p>「額」又は「具体的な算定方法」につき、定款又は株主総会決議で定める必要がある ▶会社361①一・二・④ 会社法改正</p>

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益をまとめて「報酬等」といいます(会社361①柱書)。取締役の報酬等は、指名委員会等設置会社を除いて、定款に定めがなければ、株主総会決議によって定めなければなりません(会社361①)、実際には、定款で取締役の報酬等を定めている会社はまずありません。

報酬等について、定款又は株主総会決議で定めなかった場合(又は、株主総会の決議に代わる全株主の同意もない場合)、取締役は報酬等を受ける権利を有しないこととなってしまいます(最判昭56・5・11判時1009・124、最判平15・2・21金判1180・29)。

1 確定額報酬

取締役の報酬等が金銭である場合で、例えば年額2,000万円などと額が確定しているもの(確定額報酬)については、定款又は株主総会で「額」を定めます(会社361①一)。その際、当該報酬等に関する議案又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、提案した報酬等を相当とする理由を説明しなければなりません(会社361④)。相当とする理由の説明は、これまでは確定額報酬の場合には求められていませんでしたが(改正前会社361④参照)、令和元年会社法改正によって改められました。

もっとも、これまでの実務では、取締役の個人別の報酬額を明らかにすることを避けるため、株主総会においては、取締役全員の報酬等の総額の上限のみを定め、その範囲内で取締役の個人別の報酬額の決定を取締役に一任する例が目立ちました。そして、一任を受けた取締役会は、更に代表取締役にその決定を再一任する決議をして(以下、本章では「再一任の決議」といいます。)、結局、この再一任を受けた代表取締役が、最終的に取締役の個人別の報酬額を決定することが少なくありませんでした。裁判例の中には、こうした再一任の決議自体は適法としつつ、再一任された取締役は、具体的な報酬額を決定するに当たり、善管注意義務・忠実義務を尽くす必要があるとしたものがあります(東京地判平30・4・12金判1556・47。控訴審もこれを支持=東京高判平30・9・26金判1556・59)。

2 不確定額報酬

取締役の報酬等が金銭である場合で、例えば会社の営業利益の〇%を取締役の報酬等と定める業績連動型報酬のように、事前に金額が確定していない報酬等(不確定額報酬)については、定款又は株主総会で「具体的な算定方法」を定めることとなります(会社361①二)。その際、当該報酬等に関する議案又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、提案した報酬等を相当とする理由を説明しなければなりません(会社361④)。不確定額報酬の場合は、令和元年会社法改正前から、当該理由の説明が求められていました(改正前会社361④参照)。

advice

●使用人兼務取締役における使用人給与

我が国の取締役は、会社の使用人（従業員）を兼務していることも多く、こうした取締役のことを使用人兼務取締役といいます。使用人兼務取締役は、取締役としての報酬はごくわずかで、収入の大部分を使用人給与として受けているのが通例であるといわれています（江頭会社法465頁）。

この使用人給与についても、会社法361条1項の「報酬等」に含まれ、同条の規律を受けるかどうかについて、判例は、①使用人として受ける給与の体系が明確に確立されており、かつ、②使用人として受ける給与がそれによって支給されている限り、取締役として受ける報酬等の額のみを株主総会で決議することとしても、会社法361条の脱法行為に当たるとはいえないと判示しています（最判昭60・3・26判時1159・150）。

実務では、株主総会において取締役の報酬議案を決議する場合、当該取締役の報酬等には使用人給与が含まれないことを明示した上で、取締役の報酬等についてのみ決議を行っています。

なお、監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役・指名委員会等設置会社の取締役は、そもそも使用人を兼務することが禁じられています（会社331③④）。

一定の上場会社等・監査等委員会設置会社の場合

▶会社361②③⑤～⑦ 会社法改正

前掲原則で述べたとおり、取締役の個人別の報酬額については、実務では再一任の決議がなされ、代表取締役が最終的に決定しているケースが少なくありません。しかし、こうした決定手続は透明性を欠きますし、報酬決定権を代表取締役が握ることは、コーポレートガバナンス上好ましいことでもありません。

そこで、令和元年改正会社法は、定款又は株主総会決議で取締役の個人別の報酬等の内容まで定めているときを除いて、次の①②の会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決定しなければならないこととしました（会社361⑦）。

① 監査役会設置会社（公開会社かつ大会社に限ります。）でその発行する株式について有価証券報告書の提出を義務付けられている会社（金商24①）

② 監査等委員会設置会社

決定方針として決定しなければならない具体的事項は、会社法施行規則98条の5が規定しています。

監査等委員会設置会社の取締役会であっても、当該方針の決定を取締役に委任することはできません（会社399の13⑤七）。上記①②の会社において、当該決定方針を決定

せず、又は当該決定方針に違反して、取締役の個人別の報酬等の内容を決定した場合には、その決定は違法で無効と解されます（竹林俊憲ほか「令和元年改正会社法の解説〔Ⅱ〕」旬刊商事法務2224号6頁（2020））。

なお、公開会社においては、当該決定方針は、事業報告による開示事項とされています（会社規121六）。

このほか、監査等委員会設置会社では、取締役の報酬等について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める必要があります（会社361②）、監査等委員である各取締役の報酬等の配分について定款又は株主総会決議による定めがないときは、監査等委員である取締役の協議によって配分を決定します（会社361③）。また、監査等委員である取締役は、株主総会において、その報酬等について意見を述べることができ（会社361⑤）、さらに、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について、監査等委員会の意見を述べるすることができます（会社361⑥）。

指名委員会等設置会社の場合

▶会社404③・409

指名委員会等設置会社においては、取締役の報酬等は、定款又は株主総会決議で定めるのではなく、報酬委員会が個人別の報酬等の内容を決定します（会社404③）。すなわち、指名委員会等設置会社においては、令和元年会社法改正前から、報酬委員会が執行役及び取締役（会計参与設置会社では会計参与も含まれます。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めなければならないとされています（会社409①）。そして、報酬委員会は、当該決定方針に従い、個人別の報酬等の内容について決定するものとされています（会社409②）。具体的には、報酬委員会は、報酬等が金銭の場合、①額が確定しているものについては「個人別の額」、②額が確定していないものについては「個人別の具体的な算定方法」を決定しなければなりません（会社409③一・二）。

指名委員会等設置会社が公開会社である場合は、報酬委員会の定めた執行役・取締役など会社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、事業報告によって開示されます（会社435②、会社規121六）。

advice

●使用人兼務執行役における使用人給与

前掲原則・advice「使用人兼務取締役における使用人給与」では、使用人兼務取締役における使用人給与について触れましたが、指名委員会等設置会社では、取締役が使用人を兼務することは、そもそも禁じられています（会社331④）。

これに対し、同会社の執行役は、使用人を兼務することができますが、その場合については、会社法404条3項が規律を設けており、報酬委員会は、当該使用人としての報酬等の内容についても決定することが求められています。

8-9	FRINGE BENEFIT (ECONOMIC BENEFIT) の取扱い
原則	<p>「FRINGE BENEFIT」は、給与所得者がその支給を受ける金額に所得税を課税されない場合、あるいは、給与所得者に所得税が課税されても、その金額が「定期給与」に該当する場合には、損金の額に算入することができる</p> <p style="text-align: right;">▶ 法法34④、所法36①、法令69①二</p>

法人税法34条4項では、「債務の免除による利益その他の経済的な利益」を役員給与に含めることにしています。その例示として、①役員等への贈与、低廉譲渡、②役員等からの高額買入れ、③役員等に対する居住用土地・建物等の無償又は低い価額での提供、無償又は通常の利率より低い利率よりも低い利率での貸付け等、④役員等に対して機密費等の名義でしたもののうち法人の業務のために使用したものが明らかでないもの、⑤役員等の個人的費用を法人が負担したものなどが示されています（法基通9-2-9）（明らかに株主等の地位に基づいて得た経済的利益は配当とされ、また、病氣見舞い、災害見舞い等の贈与も福利厚生費とされています。）。したがって、役員が取得した「現物給与」や「経済的利益」（以下「FRINGE BENEFIT」といいます。）は、原則として役員給与とされます。

一方で、所得税法36条1項は、「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額」を「その年において収入すべき金額」としています。このことから「FRINGE BENEFIT」は、原則として所得税の課税対象となります。ただし、所得税法9条1項には、給与所得者が受ける職務上の給付につき非課税規定が置かれていて、更に少額不追及の観点から課税されないものもあります（所基通36-21~36-50）。

以上の所得税法上の取扱いを受けて、法人税法では、役員等が受けた「FRINGE BENEFIT」が所得税法上の課税対象とされず、かつ法人が当該役員等に対する給与として経理しなかったものであるときは、法人税においても役員給与として取り扱わないものとされています（法基通9-2-10）。会計上は、役員給与ではなく、福利厚生費や保険料などの科目を使用し、法人税法22条3項により損金に算入できます。

advice

●継続的供与のFRINGE BENEFITの取扱い

役員等に供与されるFRINGE BENEFITで、法人税基本通達9-2-10に該当せず役員給与とされるものは、原則として損金不算入とされています。ただし、そのようなFRINGE BENEFITにあっても、供与される経済的利益の額が毎月おおむね一定であるものについては、定期同額給与として取り扱われます（法令69①二）。

ただし、この場合においても、過大役員給与に当たる場合（法法34②）、仮装経理・隠蔽による場合（法法34③）は、損金に算入できません。

例 外 1	<p>家屋若しくは敷地のいずれか一方を貸与した場合は、計算式的一方のみを適用します。</p> <p>② 他から借り受けて貸与した場合 「床面積により①によって計算された賃貸料」と「使用者が支払う賃貸料の50%」のいずれが多い額</p> <p>実際に徴収している社宅使用料が賃借料相当額を超えるかどうかは、個別の社宅で判断するだけではありません。使用者が住宅等を貸与した全ての役員あるいは全ての使用人に対して、その貸与した住宅等の状況に応じてバランスのとれた賃貸料を徴収している場合には、会社又は事業所単位でプール計算によって判定することも認められています。ただし、社会通念上、一般に貸与していると認められない豪華役員社宅については、使用者が支払う賃料とされています（豪華役員社宅とは床面積が240m²を超えるもののうち、住宅の取得価額、賃貸料の額、内外装などから総合的に判断し、240m²以下でもプール等一般住宅に設置されていない設備を有する場合は豪華役員社宅とされます（平7・4・3課法8-1・課所4-4。）。）</p>
例 外 2	<p style="text-align: center;">社 葬</p> <p>役員が死亡したために法人が社葬を行いその費用を負担した場合には、社葬を行うことが社会通念上相当と認められるときは、その費用のうち社葬に通常要すると認められる部分の金額は、役員給与とされずに、その他の損金に算入することができます。ただし、不相当に高額な場合には差額については役員給与とされ、損金の額に算入されません。なお、会葬者が持参した香典等を遺族が受け取る場合には、法人の収入にする必要はありません（法基通9-7-19）。</p>
例 外 3	<p style="text-align: center;">海外渡航費</p> <p>役員の海外渡航の旅費については、その渡航が法人の業務の遂行上必要なものであり、かつ、渡航のための通常必要と認められる部分の金額に限り、旅費として損金に算入することが認められます。したがって、①その渡航が法人の業務の遂行上必要と認められない場合、②その渡航が法人の業務の遂行上必要と認められる場合であっても、その旅費の額のうち、通常必要と認められる金額を超える部分の金額については、原則として、その役員給与とされ、臨時的な給与であるため、損金に算入することはできません（法基通9-7-9）。</p> <p>また、海外渡航に際し、業務の遂行上必要と認められない旅行を併せて行った場合については、法人が支給する海外渡航費を業務の遂行上必要と認められる旅行の期間と、認められない期間との比率により按分し、法人の業務の遂行上必要と認められない部分の金額については、当該役員に対する臨時的な給与とされ、損金の額に算入されません（法基通9-7-9）。</p>